

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 52 年 2 月まで

私は、会社を辞めて A 町へ引っ越した後、母親から「将来のために保険料を払っておいた方が良い。」と勧められ、国民年金に加入した。職業安定所で失業保険を現金で受給した後、役場で国民年金保険料を納付しており、保険料は、1 か月 1,400 円だったことを覚えている。間違いなく納付しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親から「将来のために保険料を払っておいた方が良い。」と勧められ、国民年金に加入した。職業安定所で失業保険を現金で受給した後、役場で国民年金保険料を納付しており、申立期間の国民年金保険料は 1,400 円だったと主張しているところ、これは当時の保険料の金額と一致する。

また、申立人の妻は、昭和 49 年 2 月以降、申立期間を含め、国民年金の未納は無く、申立人に国民年金の加入を勧めたとされる申立人の母親は、国民年金発足当時の 36 年 4 月から 60 歳になるまで、国民年金保険料を完納しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人は「失業保険を現金で受給後、A 町 B 支所へ行き国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立期間当時は、基本手当は現金で支給されていたことが確認できる上、給付制限等を勘案したとしても、申立人の主張のとおり、昭和 51 年 7 月から雇用保険の基本手当をもらいながら、国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月23日から同年10月1日まで

私は、昭和27年3月から平成元年2月までA社に継続して勤務していたが、昭和38年9月23日から同年10月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間は、A社B支店開設準備委員として勤務しており、昭和38年10月1日の同社B支店開設に伴い同支店に異動となった。

申立期間において、A社に勤務していたことは確かで、厚生年金保険料も控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の承継会社であるC社の人事業務を担当する人材サービス部から提出された申立人に係る在職証明書（人事記録）及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前記在職証明書によると、申立人は、昭和38年8月27日から41年9月30日までA社B支店に在籍していたとされているところ、オンライン記録では、38年8月27日に同社本店において被保険者資格を取得し、同年9月23日に資格を喪失し、同社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に資格を取得している。このことについて、申立人は、「同年8月27日からB支店の開設準備委員として勤務しており、同年10月1日にB支店が開店するまでは、引き続き本店から給与が支払われてい

た。」としており、前述の人材サービス部も「申立人が継続勤務していたのは間違いなく、在職記録があれば、給与から保険料を控除している。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、同社B支店の開設準備委員として継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支所における資格取得日に係る記録を昭和26年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月1日から同年9月1日まで

昭和41年7月21日に退職するまで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、26年8月1日から同年9月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。B支所からC支所に転勤し、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る経歴書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和26年8月1日に同社B支所から同社C支所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支所における昭和26年9月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和20年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月26日から21年4月1日まで

A社に昭和16年から54年まで継続して勤務し、途中退職したことは無い。しかし、戦後復員し、20年9月にC支店に復職しているにも関わらず翌年の4月1日までの期間、記録が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在職証明書及び同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和20年9月26日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和21年4月の社会保険事務所（当時）の記録及び19年6月1日から21年3月31日までの期間に適用された標準報酬月額等級表から、200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 2 月 1 日から 39 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 38 年 2 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 39 年 9 月 1 日とし、申立期間の標準報酬月額を、38 年 2 月から同年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 39 年 4 月までは 1 万 2,000 円、同年 5 月から同年 8 月までは 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで

昭和 37 年 8 月から 39 年の 8 月末まで、A 社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同じ仕事をしていた同僚は厚生年金保険に加入し、私だけが加入していないのはおかしいので調査して、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 社に勤務していた複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の同社の経理担当者は、「入社後、半年間は試用期間とし、その後、全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていた。」としている。

さらに、申立人と業務内容及び勤務形態の同質性が高い従業員並びに名前の挙がったすべての従業員について A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 38 年 2 月 1 日から 39 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における同僚（同職種で年齢が最も近い従業員）の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 38 年 2 月から同年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 39 年 4 月までは 1 万 2,000 円、同年 5 月から同年 8 月までは 2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しているため、不明であるが、申立期間の被保険者の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 2 月から 39 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 2 月 1 日までの期間については、上記経理担当者が当該事業所における試用期間の取扱いについて、「経験者としての入社であっても、会社に定着するかどうかは勤務してみなければわからず、経験者も未経験者も最初の半年間は試用期間として厚生年金保険に加入させない取扱いをしていた。」としている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和 37 年 8 月から 38 年 1 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から52年11月までの期間及び53年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から52年11月まで  
② 昭和53年7月から61年3月まで

結婚直後の昭和48年ころに、友人と一緒に市役所で国民年金の任意加入手続を行った。毎月、市役所か金融機関で納付書を用い保険料を納めていた。生活水準も年々向上し納付できない状況にはなかったことから、任意加入期間を中断した覚えはない。調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月26日に払い出されていることが確認でき、申立期間①について、申立人の任意加入被保険者の資格取得日は、52年12月5日であることから、当該期間は任意未加入期間となり、保険料を納付することはできない。なお、一緒に国民年金の任意加入手続を行ったとされる友人の資格取得日と申立人のそれとは同じ日であることが確認できる。

また、申立人は、申立てどおり昭和48年ころ加入手続をしたのであれば、もう1冊年金手帳を持っているはずであるが、現在所持している2冊の年金手帳以外に年金手帳は無いと述べている。

申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿に、昭和53年7月1日に資格喪失した旨記載されていることが確認できる上、A市が保管する国民年金収滞納一覧表に申立人の納付記録が見当たらないことから、当該期間も任意未加入期間となり、保険料を納付することはできない。

このほか、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立期間①及び②について、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている記

録は無かった。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、保育園を退職した昭和 48 年 8 月以降に国民年金に加入した。未納があると満額もらえないという話を聞き、手元にあるお金で未納分の保険料をまとめて納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の最初の国民年金手帳記号番号が昭和 45 年 2 月 24 日に旧姓で払い出され、46 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失していること、また、2 つ目の国民年金手帳記号番号が 52 年 7 月 26 日に婚姻後の姓で払い出されていることが確認できる。しかし、申立人に対してさらに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立期間当時は保険料を納付することができない未加入期間であったものと考えられる。

また、2 つ目の国民年金手帳記号番号の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの保険料を同年 7 月に過年度納付していることが確認できることから、この時点で申立期間の保険料は時効により納付することができず、さかのぼって納付することが可能であった未納期間の保険料をまとめて納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 801

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚後しばらくして国民年金に加入した。義母が年金を受給していたのを見ており、年金の大切さを認識していたため、途中で資格喪失するなどあり得ない。申立期間も従前と同様に納付しているはずなので、国民年金未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入資格を喪失させること無く、申立期間も保険料を継続して納付していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市が保管する国民年金被保険者名簿には、いずれも昭和 58 年 4 月 7 日に資格喪失し、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得した旨の記載があることから、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

また、申立期間当時には、国民年金保険料は納付書による納付方法であり、国民年金被保険者資格を喪失している者に対して国民年金保険料の納付書が 3 年にわたり送付され続けたとは考え難く、このことから被保険者資格が無く納付書が送付されなかった申立人が申立期間の保険料を納付することはできなかつたと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 10 月から 21 年 3 月まで  
② 昭和 22 年 9 月から 23 年 1 月まで

申立期間①について、終戦後、A社において運転助手として、鮮魚や引っ越しの荷物等の積み降ろしをしていたが、その期間の記録がない。

申立期間②について、B社に勤める直前にC事業場で働いていた。当初はD事業場だと思っていたが、E市役所に問い合わせたところ、C事業場であることが分かった。会社名は覚えていないが、働いていたことは間違いないので調査して、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は事業所の事業内容、事業主の姓、通勤経路などを具体的に記憶しており、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、申立人の主張する事業所所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は確認できない。また、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立期間当時のF社の所在地及びその周辺状況などを具体的に記憶しており、申立人が記憶している上司の氏名が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主に申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立期間に係る申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について、申立期間に在籍していた複数の同僚に照会したが、これらの事実を確認でき

る関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 31 日から 44 年 10 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の A 社における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和 42 年 4 月に A 社に入社し、45 年 8 月に同社を退職するまで、途中退職し再入社したことは無いと思う。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間中の昭和 44 年 1 月に A 社に入社したとする事務員は、「私と友人の二人は、前任者の退職に伴い、同社の社長に誘われて入社した。同社の従業員は 10 人程度であり、社内には私と友人の二人以外に女性はいなかった。申立人とは面識が無い。」と証言しており、厚生年金保険の記録では、申立人が資格を喪失した直後に当該事務員二人が資格を取得していることが確認できる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和 44 年 2 月 4 日に健康保険証が返納されたことが確認できる。

さらに、申立人は、「A 社の元事業主宅を訪れた際に、元事業主が保管していた私の経歴書を渡してもらったが、その記載内容は、私が同社を一度退職し、再入社した経歴となっている。」と供述しており、申立人が同社を一度退職したことがうかがえる。

加えて、A 社の元事業主は、「申立人に渡した経歴書の内容が、当社を一度退職し、再入社と記載されているのなら、そのとおりではないか。厚生年金保険の資格を喪失している者の給与から保険料を控除することはない。」

旨の証言をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年ごろから25年5月15日まで  
② 昭和25年6月16日から26年ごろまで

昭和23年ごろから26年ごろまでのうちの約1年間、Aの売店業務を行うB会C営業所に勤務した。

入社は、D駅中央出口前にプレハブの売店長屋が新設された時期であり、化粧品や薬品を取り扱う売店に配属され、一緒に勤務した同僚の名前も覚えている。

厚生年金保険の被保険者期間がわずか1か月間しかないのは納得できないので、調査をして記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、D駅中央出口前の売店が新設されたころに入社したと主張しているところ、B会C営業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日（昭和25年5月15日）に資格を取得していることが確認できる9人のうち2人の同僚は、「D駅中央出口前の売店の新設時に入社した。」と供述しており、そのうち一人が「入社時期は昭和25年4月ごろだった。」としていることから、申立人の当該事業所における入社日は、当該同僚と同時期と考えられ、厚生年金保険の被保険者資格の取得日に係る記録に不自然さは無い。

また、同僚からは、申立期間①に係る申立人の勤務実態について確認できる供述を得ることはできない。

申立期間②について、申立人は、「B会を退職した後に自宅の近所のパン屋に1年ないし2年ほど勤務した後、E社に転職した。」と述べているところ、E社における厚生年金保険の資格取得日は昭和26年9月20日であるこ

とが確認できる。このことから、申立人がB会を退職した時期は、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日とほぼ同時期と考えられる。

また、同僚からは、申立期間②に係る申立人の勤務実態について確認できる供述を得ることはできず、後継の事業所も当時の資料は廃棄済であるとしており、申立ての事実を確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 20 日から 40 年 6 月 25 日まで  
② 昭和 40 年 6 月 27 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①については、A社に、申立期間②については、B社に、それぞれ勤務していた。いずれの期間についても、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。記録の訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、申立期間の関連資料を保存していないため、申立人の勤務した期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、同事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の被保険者に照会したものの、死亡又は所在地不明で、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる証言等を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において、同原票に申立人の名前を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、当該事業所において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、オンライン記録によると、B社の厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和 41 年 7 月 1 日であり、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、同事業所は、昭和 43 年 8 月に事業譲渡が行われ、それ以前の期間の関連資料を保存していないため、申立人の勤務した期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

さらに、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。